

特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

1. 確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度では、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになる。
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の受け入れや給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用される。

2. 子ども・子育て会議の意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第3項）の規定により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

3. 利用定員の設定について

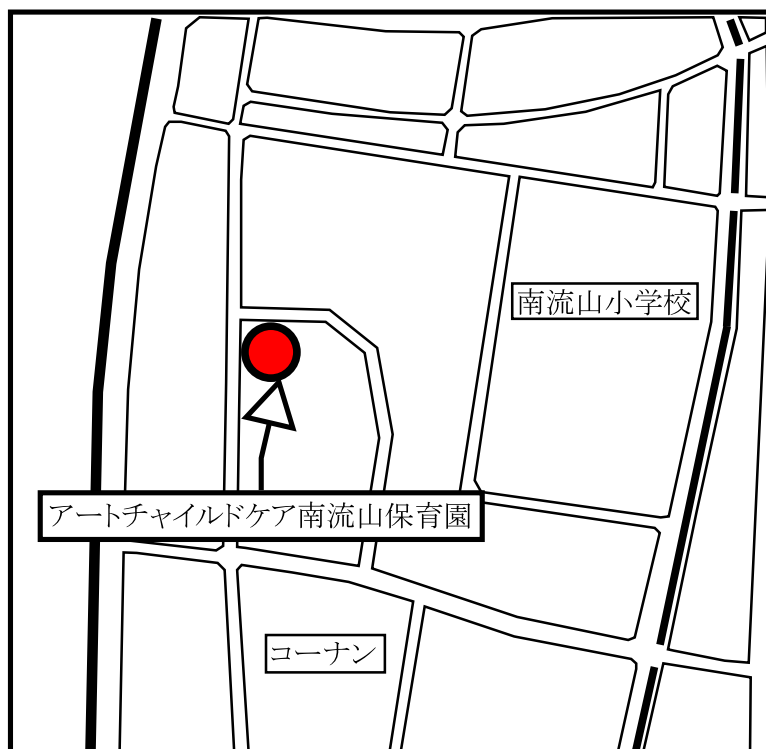
- 「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、施設・事業所ごとに利用定員を定める。
 - ※小規模保育事業A型の利用定員は6人以上19人以下。
 - ※3号認定は0歳と1・2歳に区分して利用定員を定める。
- 利用定員は認可定員の範囲内で設定（認可定員と一致することを基本）する。
- 実利用人数が認可定員を下回っているとき、計画上の確保方策などを踏まえたうえで、認可定員を下回る利用定員とすることも可能。
- 実利用人数が認可定員を上回っているとき、利用実態に応じて認可定員を引き上げることを検討。
 - ※条例に規定するやむを得ない事情がある場合は、利用定員を超えて受け入れ可能。
 - ※連続する過去2年度間常に実利用人数が利用定員を超えている、かつ、年間の平均利用率が120%以上の場合で、利用定員の見直しが行われない場合、給付費を減算する等の措置を講ずる予定。

4. 平成 28 年 4 月開設予定の特定教育・保育施設の利用定員について

(1) アートチャイルドケア南流山保育園

事業所名称	アートチャイルドケア南流山保育園	
事業所所在地	流山市大字下谷 4 3 4 (番外 65~67 街区)	
事業者名称	アートチャイルドケア株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 村田 省三	
区域区分	南部地区	
認可定員 (予定)	60 人	
利用定員 (予定)	(3 号認定) 0 歳	6 人
	(3 号認定) 1・2 歳	20 人
	(2 号認定) 3 歳以上	34 人

【位置図】



(2) 南流山ちとせ保育園

事業所名称	南流山ちとせ保育園	
事業所所在地	流山市木 436-1 (木 B109 街区 1)	
事業者名称	社会福祉法人 ちとせ交友会	
代表者職・氏名	理事長 山口 哲史	
区域区分	南部地区	
認可定員 (予定)	120 人	
利用定員 (予定)	(3号認定) 0 歳	15 人
	(3号認定) 1・2 歳	42 人
	(2号認定) 3 歳以上	63 人

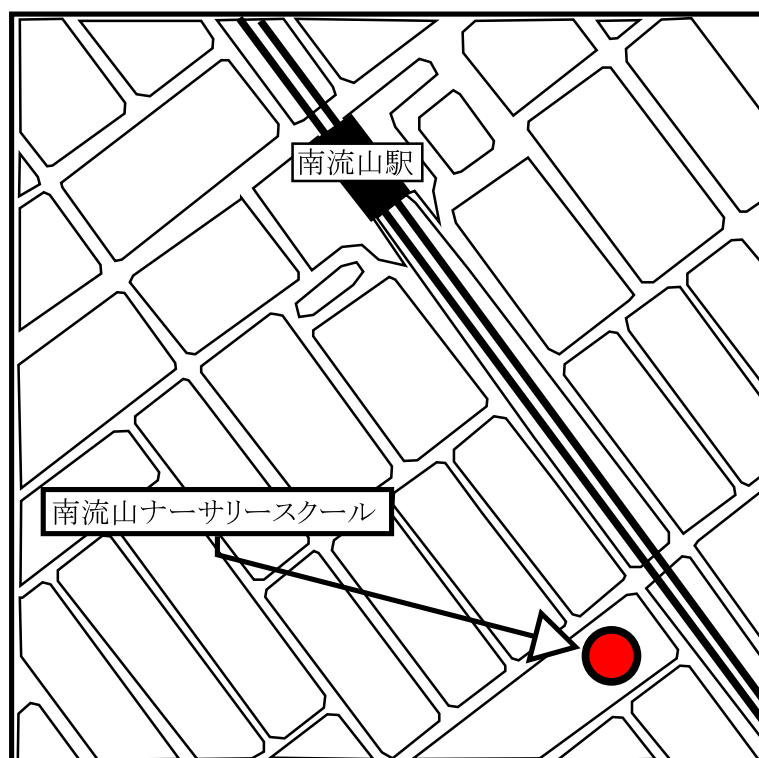
【位置図】



(3) 南流山ナーサリースクール

事業所名称	南流山ナーサリースクール	
事業所所在地	流山市南流山 2 丁目 8-3	
事業者名称	社会福祉法人 高砂福祉会	
代表者職・氏名	理事長 篠塚 雅之	
区域区分	南部地区	
認可定員（予定）	90 人	
利用定員（予定）	（3号認定）0 歳	6 人
	（3号認定）1・2 歳	30 人
	（2号認定）3 歳以上	54 人

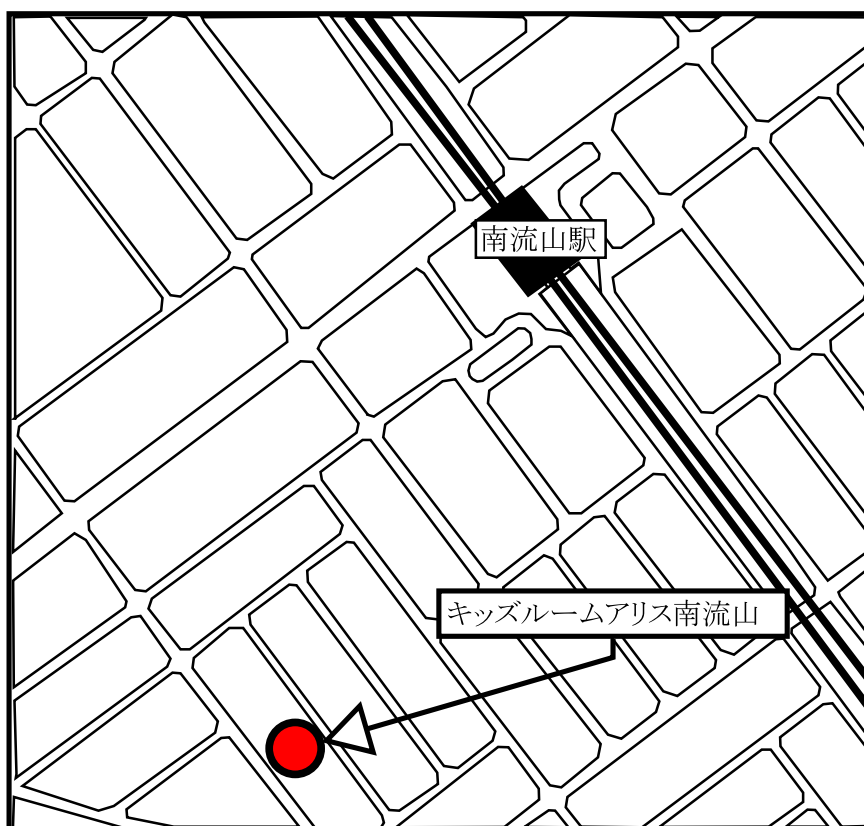
【位置図】



(4) キッズルームアリス南流山保育園

事業所名称	キッズルームアリス南流山保育園	
事業所所在地	流山市南流山 2 - 2 1 - 6	
事業者名称	株式会社 M o n b e b e	
代表者職・氏名	代表取締役 齋藤 真樹	
区域区分	南部地区	
認可定員（予定）	1 9 人	
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	3人
	（3号認定）1・2歳	16人

【位置図】



(5) リリィキッズルームおおたかの森駅前

事業所名称	リリィキッズルームおおたかの森駅前	
事業所所在地	流山市西初石 5 - 1 1 2 - 8	
事業者名称	OHANA 株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 奈良 晴美	
区域区分	中部地区	
認可定員（予定）	17 人	
利用定員（予定）	（3号認定）0 歳	3 人
	（3号認定）1・2 歳	14 人

【位置図】

